

12構改B第961号
平成12年9月29日

各地方農政局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿
北海道知事 }

農林水産省構造改善局長

平成12年度の集落協定等の認定期限等の繰り延べ等について

中山間地域等直接支払制度については、中山間地域等の農業者や自治体関係者のみならず、中山間地域等における農業生産活動の継続による多面的機能の確保に対する国民の期待を担って本年度から制度化され、その普及を図るため、関係機関において、平成11年度から各種の取組が行われてきたところである。

しかしながら、本制度が我が国農政史上初めての手法であることに加え、事業実施初年度であることから、現在に至っても、多くの中山間地域等において制度が必ずしも十分に浸透しているとは言えない状況となっている。

このような状況の下で、制度初年度目からできる限り多くの市町村及び集落で本制度に取り組み、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「実施要領の運用」という。）の規定にかかわらず、平成12年度の集落協定等の締結、認定期限等を平成12年11月30日まで繰り延べることにする。については、当該措置に伴う実施要領及び実施要領の運用の平成12年度における期限規定等について、下記のとおり取り扱うこととしたので御了知願うとともに、貴職から都府県及び関係市町村に周知願いたい。

なお、市町村をはじめとする関係機関においては、今回の繰り延べ期間を活かし、集落協定の締結の一層の促進に向け、下記 の集落協定の締結の促進に向けた基本的考え方を踏まえ、各地域で創意、工夫に富んだ取組を行い、国民の期待に応えていただきたい。

記

集落協定の締結の促進に向けた基本的考え方

今回の中山間地域等直接支払制度は、単に農政史上初めての手法を導入したということにとどまらず、新しいタイプの集落営農の推進を通じて中山間地域等の農業の振興を図ることを意図したものである。

起伏の多い中山間地域等において耕作放棄を防止するためには、集団で農用地を管理することが必要であるが、従来の役割分担の明らかでない集落営農では特定のリーダーに負担がかかり、失敗に終わる例が多かった。このため、中山間地域等直接支払制度においては、構成員の役割分担を明確にした集落協定を締結し、新しい集落営農の推進を目指しているところである。

しかしながら、全国的には既に集落営農が極めて高度な水準まで達している集落がある一方で、集落機能を必ずしも生かし切れていない集落もみられる。したがって、このような地域において集落営農を発展させていくためには、はじめから高度な内容の集落協定の締結を期待するのではなく、まずは、構成員の役割分担、集落の話し合い機能の強化や共同取組活動等について最小限の内容を規定した集落協定を締結することが有効である。

このように、全国的に中山間地域等の振興を図るためには、地域の特性に応じた集落協定を締結する必要があり、事業実施初年度において極力多くの地域で集落協定が締結されることが重要である。

集落協定等の認定期限等の繰り延べ等に伴う実施要領及び実施要領の運用の期限規定等の取扱いについて

1 市町村基本方針の認定期限等について

市町村基本方針の申請、認定期限を「平成12年11月30日」までとする。(実施要領の運用第5の2)

2 集落協定、個別協定の認定期限等について

集落協定、個別協定の申請、認定期限を「平成12年11月30日」までとする。(実施要領の運用第7の4の(1)から(3))

3 個別協定、規模拡大加算の対象要件について

(1) 個別協定の対象となる利用権の設定等のうち所有権の移転期限を「平成12年11月30日」までとする。(実施要領の運用第7の2の(1))

(2) 規模拡大加算の対象となる利用権の設定等及び農作業受委託の契約の締結期限を「平成12年11月30日」までとする。(実施要領の運用第9の2の(3))

- 4 交付金交付申請時までには面積が確定する集落協定等の変更手続きについて
平成12年度の農用地指定の時点において1/2,500程度以上の縮尺図面等と同等以上の精度の測定手段を有しておらず、かつ、何らかの理由により実測が困難な場合（実施要領の運用の別記3の5）や、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に定める農用地区域への編入手続き中の農用地を含んでいる場合の集落協定等については、集落協定等の認定に当たって、「ただし、本協定の協定農用地面積は、市町村から都道府県への交付金交付申請時までには確定するものとする。」等のただし書きを付して認定し、集落協定、個別協定の変更認定手続きを省略することとしても差し支えないこととする。
- 5 農業生産活動等の実施状況の確認について
集落協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況の確認並びに個別協定に定められた農業生産活動等の実施状況の確認については、市町村の集落協定等の作成指導等を通じて随時行うことができることから、その確認期限を「平成12年11月30日」までとする。（実施要領の運用第8）
- 6 集落協定、個別協定における交付金交付の対象行為について
(1) 集落協定、個別協定の認定時に農業生産活動等が終了している場合
交付金の交付要件となる農業生産活動等（農用地における耕作、農用地の維持・管理及び水路、農道等の維持・管理）の確認については、5のとおりであるが、集落協定等締結の作成指導期間中に確認できなかった行為については、集落協定代表者等からの聴取等による確認で差し支えないものとする。
(2) 新たに実施する多面的機能を増進する活動の実施時期が過ぎている場合
多面的機能を増進する活動については、協定認定日以降に、景観作物を植える等の活動を行うことが困難な場合には、来年度に向けての準備作業（多面的機能を増進する活動の実施方法についての話し合い等）の実施のみでも交付要件を満たしているとみなすこととする。
なお、当該行為に充当する予定の交付金については、次年度の活動費として積み立てを行って差し支えない。
- 7 土地改良通年施行実施計画書の提出期限について
土地改良通年施行実施計画書の提出期限を「平成12年11月30日」までとする。
（中山間地域等直接支払交付金における構造改善局所掌の事業による土地改良通年施行の取扱いについて（平成12年6月30日付け12構改B第673号農林水産省構造改善局長通知）の記の3）

8 所要額調書の提出期限について

都道府県知事から地方農政局長（北海道にあっては構造改善局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）への所要額調書の提出期限を「平成12年12月15日」までとする。（中山間地域等直接支払推進事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第137号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(2)のウ）

9 認定集落協定の概要の公表等について

認定集落協定の概要の公表（実施要領第12）については、市町村長の裁量に委ねられており、その時期、内容及び方法については独自に決定して差し支えない。

しかしながら、中山間地域等直接支払制度の円滑な推進を図るに当たって、都道府県及び国の段階においても、集落協定の概要の把握が必要であることから、認定集落協定等について市町村長は別添1の様式により都道府県知事に報告することとするので御了知願いたい。

また、都道府県知事から地方農政局長（北海道にあっては構造改善局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）及び地方農政局長（沖縄総合事務局長を含む。）から構造改善局長への報告様式については別添2及び別添3のとおり定めたので御了知願いたい。

なお、報告時期については追って連絡する。

(別添1)

認定集落協定等の概要

(都道府県報告用)

平成 年 月
県 市(町・村)

(別添 2)

認定集落協定等の概要

〔 地方農政局報告用 〕
(北海道にあっては構造改善局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局)

平成 年 月

県(都・道・府)

(別添 3)

認定集落協定等の概要
〔 構造改善局報告用 〕

平成 年 月

農政局

